**【概要】天龍村中小企業等電気等価格高騰支援事業補助金について**

役場地域振興課商工観光係

１　目的

　コロナ禍において電気・ガスの価格高騰の影響を受ける事業者の負担を軽減するため、電気及びガス料金の一部を支援し中小企業等の経営者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。

２　交付対象者

|  |  |
| --- | --- |
| 業　種（注） | 要　　件 |
| 建設業 | 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項に規定する許可を受けていること。 |
| 飲食業 | 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する次のどちらかの営業許可を受けていること。・旧法（令和３年６月改正前）第52条第１項における「飲食店営業」又は「喫茶店営業」・新法（令和３年６月改正後）第55条第１項における「飲食店営業」 |
| 宿泊業 | 旅館業法（昭和23年法律138号）第３条第１項に規定する許可を受けていること。 |
| 道路旅客運送業 | 道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条の規定により、一般旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 |
| 農林業・漁業 | 日本標準産業分類（平成25年10月改定　平成26年４月１日施行）大分類A「農業、林業」に分類される事業者であること。 |
| 漁業 | 日本標準産業分類（平成25年10月改定　平成26年４月１日施行）大分類B「漁業」に分類さる事業者であること。 |
| 製造業 | 原材料等を加工することによって製品の製造を行う事業者であること。 |
| 小売業 | 仕入れた商品を消費者に販売する事業者であること。 |
| 理美容業 | 理容サービス及び美容サービスを提供する事業者であること。 |
| 療術業 | あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復を行う事業者であること。 |
| 砂利採取業 | 砂利採取業を行う事業者であること。 |
| 不動産業 | 不動産業を行う事業者であること。 |
| 技術サービス業 | 測量等を行う事業者であること。 |
| 廃棄物処理業 | 廃棄物を処理等する事業者であること。 |

（注）日本標準産業分類（平成25年10月改定　平成26年４月１日施行）による。

３　支給要件（次のすべての要件を満たす必要があります。）

　・令和４年４月１日以降、個人事業者は村内に住所を有し、法人は村内に事業所を有する事業者であること。

　・今後も**引き続き１年以上事業を継続する意思がある**こと。

　・交付対象事業に係る**税の申告を行っている**こと。

　・天龍村暴力団排除条例（平成23年天龍村条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

　・**村税等を滞納していない**こと。

４　申請期間

　**令和５年１月31日（火）まで**（郵送の場合は当日消印有効）

５　対象となる電気・ガス

　令和４年７月から令和４年12月までの６か月間（対象月）に事業用途で購入・使用した電気、

プロパンガス

　※小売りのための卸売り事業者からの購入分は対象になりません。

６　補助金額

　対象月の電気、プロパンガス購入量に、村が定めた種別ごとの単価（下表の額）を乗じた額の

合計額。

　※上限50万円、千円未満切捨

|  |
| --- |
| 種別ごとの単価 |
| 電気 | ５円/キロワット |
| プロパンガス | 50円/立方メートル |

７　申請方法

申請期間内に郵送若しくは役場地域振興課又は南支所への持参によりお申し込みください。

　郵送の場合は簡易書留等により郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

８　申請書類

|  |  |
| --- | --- |
|  | 書類名 |
| ① | 天龍村中小企業等電気等価格高騰支援事業補助金交付申請書（様式第１号） |
| ② | 対象月における電気等の購入量を証する書類（請求書・納品書・領収書などの写し） |
| ③ | 誓約書（別紙１） |
| ④ | 最新の確定申告書の写し |

　　※必要に応じ、上記以外の書類の提出や聞き取り調査等を別途お願いする場合があります。

９　交付スケジュール（予定）

　令和５年１月31日（火）まで　　交付申請（申請者→村）

　　　　　２月上旬　　　　　　　 交付決定通知（村→申請者）

　　　　　２月上旬～順次　　　　 請求書提出（申請者→村）

※交付決定通知書受理次第、順次御提出ください。

　　　　　２月中旬～順次　　　　 支払（村→申請者）

　　　　　　　　　　　　 ※請求書受理次第、順次お支払いします。

天龍村役場地域振興課　買物拠点準備室

（課長）秦　博実　（室長）内藤　孝雄

(担当) 渡邊　希

電話 0260-32-1023　　FAX 0260-32-2525

Mail kanko@vill-tenryu.jp

　　　　　　　　　　　　 　　　　 Mail kanko@vill-tenryu.jp

【お問い合せ・申請先】　　天龍村役場地域振興課商工観光係

　　　　　　　　　　　　　〒399-1201　天龍村平岡８７８

　　　　　　　　　　　　　電話：0260-32-1023　　ＦＡＸ：0260-32-2525

　　　　　　　　　　　　　E-mail：kanko@vill-tenryu.jp

天龍村役場地域振興課　買物拠点準備室

（課長）秦　博実　（室長）内藤　孝雄

(担当) 渡邊　希

電話 0260-32-1023　　FAX 0260-32-2525

Mail kanko@vill-tenryu.jp

　　　　　　　　　　　　 　　　　 Mail kanko@vill-tenryu.jp